

農地法第3条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第20号 1番
1. すべて耕作 法3-2①	すべて耕作	有
2. 通作距離 法3-2①		0km
3. 下限面積( $\frac{1,000 \text{ m}^2}{\text{市街化区域}}$ 又は $\frac{3,000 \text{ m}^2}{\text{調整区域}}$ ) 法3-2⑤	≤申請面積+現耕作面積	7,210 $\text{m}^2$
4. 地域との調和 要件 法3-2⑦	地域の水利調整等への影響	無
	地域で慣行的に行われている営農手法への影響	無
5. 営農意思 法3-2①④	申請地利用予定	畑
	農業従事者	本人、妻
	農機具	所有
	営農全体計画	稲作 : 3,765 $\text{m}^2$ 畑作 : 3,445 $\text{m}^2$ 販売・自家消費 計 <u>7,210<math>\text{m}^2</math></u>
6. 一般法人参入 要件 法3- 3①②③	貸人の解除条件規定	
	地域との役割分担	
	役員の時常従事	
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に関する市長の意見 法3-4		

注) 法：農地法